

2025年2月19日（お知らせ）



埼玉県八潮市における流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について

この度の埼玉県八潮市における流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故により被災されたみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法が適用された地域において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、JAでんきとして下記の特別措置を実施させていただきますので、お知らせします。

記

1. 対象地域

災害救助法が適用された地域：埼玉県 八潮市 （適用日：1/29）

2. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日の延長

被災されたお客さまの2024年12月分（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限ります）、2025年1月、2月および3月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長します。

(2) 不使用月の電気料金の免除等

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り申し受けません。

(3) 使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2025年7月末日までは申し受けません。なお、必要書類をご提出頂く必要がありますので、担当者より折り返しご連絡させていただきます。

3. その他

(1) 上記特別措置の適用に当たって、管轄する一般送配電事業者である東京電力パワーグリッド株式会社に対する申請が必要な場合は、お客さまに「り災証明書」をご提出いただくことがあります。

(2) 特別措置の適用をご希望されるお客さまは、JAでんきをお申込みいただいた代理事業者を通じてお申し出下さい。

以上